

3 緑とオープンスペースの目標





3 緑とオープンスペースの目標

3-1 基本理念

私たちは、葛飾区の将来像である「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」の実現に向けて、快適さを実感できる居住環境水準の高い、個性豊かなまちをめざした取り組みを行っています。

急速に市街化が進んだ葛飾において、都内で唯一の水郷景観を有する水元公園や土地区画整理事業による公園等が、先人たちの努力によって整備されました。私たちは農地等の民有緑地とともに、それらの恩恵を受けつつ、都市的生活を営んでいます。

緑とオープンスペースは、私たちに四季の移り変わりを感じさせ、豊かな恵みを与えるとともに快適な都市生活を演出し、時には都市災害から私たちの生命と財産を守る重要な役割を担っています。また、緑はあらゆる消費生物の拠り所であり、人間を含む生き物が生存していく上で欠くことのできないものです。

今後、土地利用の転換が進み、更に貴重な農地等のオープンスペースが減少していくことが予想されます。そこで、葛飾の地形や生活の営みの記憶を手掛かりに、都市生活との適切なバランスを求めて、永続性をもったオープンスペースを確実に確保していかなければなりません。そして、市街化の過程で稀薄となった「人と緑との関係」を構築しつつ、オープンスペースを後世に引き継いでいくことが、いまの私たちに課せられた義務であります。

そこで、葛飾区における緑づくりの基本理念を以下のように設定します。

『葛飾区のすべての人々が、自然との良好な関係を取り戻し、安全で快適な生活を享受し続ける環境を実現するために、河川や水元公園等の歴史的遺産と葛飾固有の文化・気質を尊重し、地域や場所の個性に合った新しい「人と緑との関係」を、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら築いていきます。』



3-2 基本方針と将来像

(1) 基本方針

葛飾区において緑のまちづくりを進めていく上で柱となる基本方針を、基本理念をふまえて以下のように設定します。

○まちづくりと一体となった緑づくりを進めます。

区の将来像をめざして、区民が安心して暮らせる魅力あるまちを形成するため、葛飾区の基本構想や都市計画マスタープランの総合的な視点に立って、様々なまちづくりの事業と連携して、オープンスペースを確保しつつ、都市施設と一体となった緑づくりを進めていきます。

○オープンスペースを適正に確保していきます。

区民が安全で緑豊かなうるおいのある生活を送ることができ、緑地がもつ防災やレクリエーション、環境保全、景観などの様々な機能が良好に発揮されるまちをつくるため、公園緑地が不足する地域を解消し、適正な規模を持ったオープンスペースを確保していきます。

○河川等を活用した葛飾らしい緑をつくります。

江戸川、中川等の大規模河川や市街地内農地、神社仏閣等の貴重な資源を活用しながら、葛飾らしい緑をつくっていきます。特に、緑づくりの骨格となる大規模河川を活用した「水の拠点」等による「河川軸」、市街地内の中規模公園等の「花と緑の拠点」、そしてこれらを結ぶ緑道等の「緑の回廊」を形成していきます。

○区民・事業者と行政による緑づくりを進めます。

近年、区内の公園等の公共施設の樹木は増えていますが、農地等の民有地の緑が減少しているため、区全体の緑としては減少している状況にあります。そこで、行政だけでなく、区民や事業者との協力を得ながら、緑を保全、創出していくきます。

(2) 将来像(計画のテーマ)

すてきです!
せせらぎ やすらぎ 豊かな緑

区民からの公募により決定したキャッチフレーズです。

将来像図

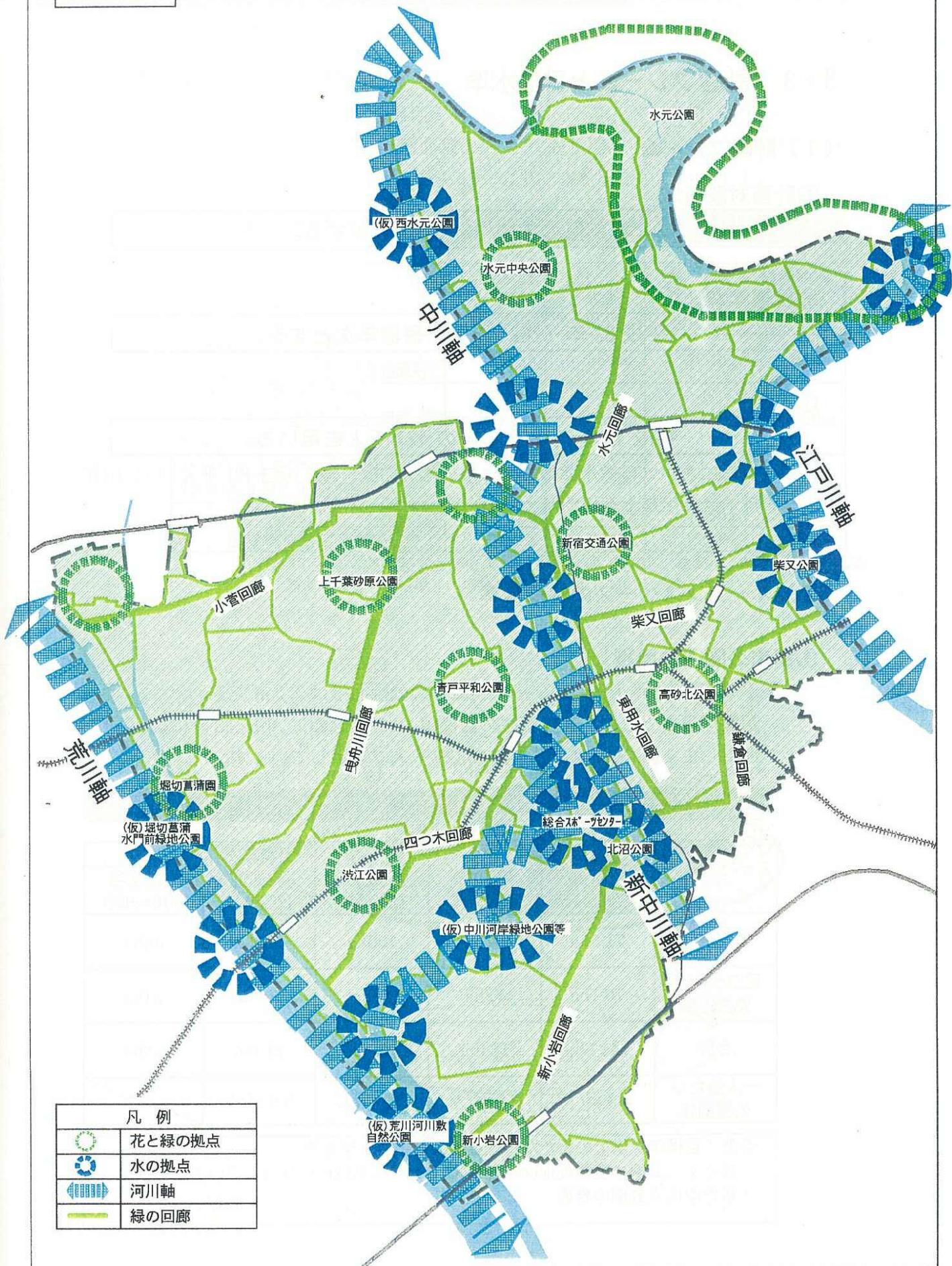


図 3-1 将来像図



3-3 計画フレームと目標水準

(1) 計画フレーム

①計画対象区域

葛飾区の全域(3,484ha)とする。

②目標年次

平成32年(2020年)を目標年次とする。

③人口

平成10年(1998年)の421千人を用いる。

本章において目標水準の設定に用いる人口は、現在人口421千人(平成10年4月1日住民基本台帳)としています。

(2) オープンスペースの目標水準

①都市公園等の面積

平成10年4月1日現在、一人当たりの公園面積は3.3m²です。

超長期目標として都市公園法の目標値10m²を念頭に、平成32年には、5.0m²を目指します。(人口は現在人口の421千人で算定しています。)

区民一人当たりの公園面積5.0m²を目指します

	現況 平成10 (1998)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	目標年次 平成32 (2020)年	増加面積 (H10~H32)
都立公園	71.5ha	92ha	100ha	116ha	44ha
区立公園・ 児童遊園	70.1ha	72ha	80ha	94ha	24ha
合計	141.6ha	164ha	180ha	210ha	68ha
一人当たり 公園面積	3.3 m ² /人	3.9 m ² /人	4.3 m ² /人	5.0 m ² /人	

参考：目標年次までの新たな緑地整備の基本的な考え方

- ・都立水元公園の整備促進(水元公園については水域面積は含んでいません)
- ・新たな区立公園の整備



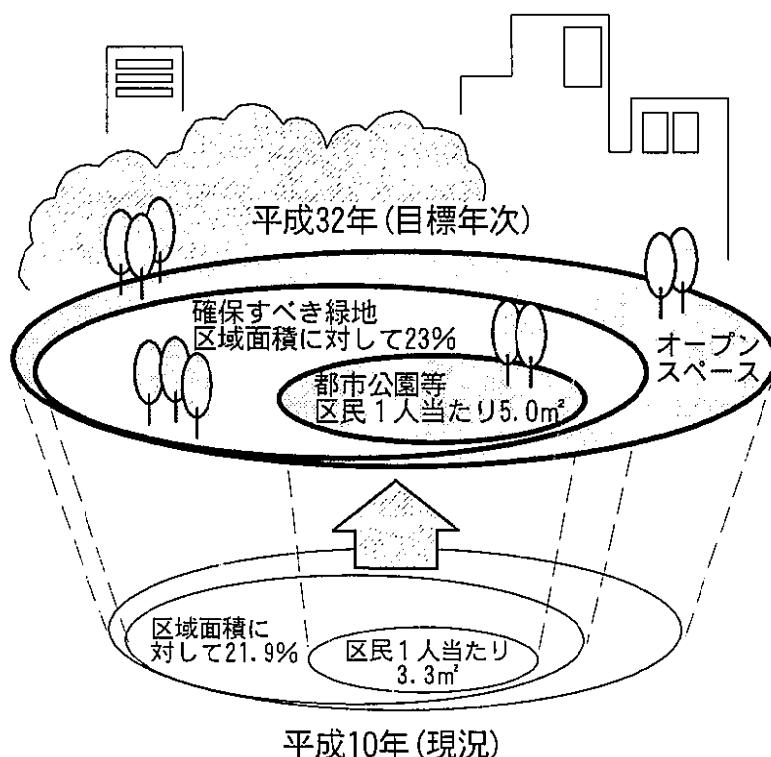
②確保すべき緑地の面積

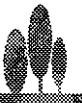
身近にある公園・生産緑地・河川などオープンスペースのうち将来にわたって永続性、担保性を持つ緑地面積の割合を、超長期的目標として緑のマスタープランの目標値30%を念頭に、平成32年には23%を目指していきます。

確保すべき緑地面積は区全域の23%を目指します

	現況 平成10 (1998)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	目標年次 平成32 (2020)年
都市施設とする緑地 (都市計画緑地、公園、児童遊園等)	653ha	689ha	700ha	708ha
各種制度に基づく緑地 (河川区域、生産緑地地区、農園、自然保護区域等)	74ha	50ha	53ha	49ha
社会通念上安定した緑地 (寺社林、企業グラウンド等)	35ha	35ha	45ha	45ha
合計	762ha	774ha	798ha	802ha
区全域に対する割合	21.9%	22.2%	22.9%	23.0%

※平成17年の「制度に基づく緑地」の大きな減少は、新中川、綾瀬川、大場川等河川区域の「都市施設とする緑地」への指定変更を想定しているためです。





(3) 緑の目標水準

今後も続くと思われる農地等の草地率の減少を抑え、樹木被覆率の割合を増やしていくことにより、現況の緑被率14.5%の維持を目指します。樹木被覆率は、公共施設の緑化、街路樹整備、公園整備に伴う植栽等の公共による積極的な緑化推進と、住宅の生垣化、大規模工場緑化などにより約30haの増加を目指して8.0%を実現していきます。

農地等の減少に対して、樹木を増やすことにより、
緑被率14.5%を維持します

